

令和6年度 オーガニック近江米京阪神販路開拓事業 業務委託プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、令和6年度オーガニック近江米京阪神販路開拓業務の受託予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

なお、京阪神とは、滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県の区域をいう。

2. 業務の概要

(1) 名称

令和6年度オーガニック近江米京阪神販路開拓業務

(2) 業務の内容

別紙「令和6年度オーガニック近江米京阪神販路開拓業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり

(3) 予定価格

金3,080,000 円（消費税および地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結の日（令和6年8月上旬頃を予定）から令和7年2月28日まで

3. 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものに該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・営業種目

次の両種目が希望営業種目の第1位、第2位および第3位のいずれかに登録されていること。

大分類：「役務」 中分類：「各種調査業務」

大分類：「役務」 中分類：「イベント」

なお、新たに公募型プロポーザルに参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告にかかる手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課

4. 企画提案書等の提出書類

当公募型プロポーザルへの参加を希望する業者は、次の書類（以下、「企画提案書等」という）を作成し、提出すること。なお、1者につき1提案とする。

（1）公募型プロポーザル参加申込

参加を希望する者は、「令和6年度オーガニック近江米京阪神販路開拓事業業務委託公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式1）」を提出すること。

提出期限：令和6年7月22日（月） 17時まで

（2）企画提案書

ア 作成にあたっては、別紙「仕様書」に記載の条件を満たし、かつ当業務の目的を達成するのに最も効果的であると考えられる内容とすること。

イ 企画提案書には、以下の内容を記載すること。

（ア）具体的な内容（以下の内容を盛り込むこと）

①オーガニック米取り扱う可能性のある小売店等のリストの作成

a 小売店等のリストの様式（調査項目を明記すること）

②オーガニック米卸売業者・小売事業者のマーケティング調査

a 「販路開拓マネージャー」の候補者氏名、経歴と実績および当事業での活動内容

b 販路開拓マネージャーが連携する米卸売業者の企業情報と担当者氏名、経歴と実績

c マーケティング調査を行う小売業者の予定一覧

d マーケティング調査の内容は提案の範囲とし、滋賀県産米を取扱う米卸売業者やJA、農業者がマーケティング調査の結果を基に京阪神の米卸売業者や小売業者との商談・取引に繋がるような内容とすること。

e 具体的な調査の方法

③オーガニック近江米テスト販売会の開催

a テスト販売会を行う予定店舗

b 具体的な販売会の内容

（イ）その他業務全体を通して工夫する点

（ウ）事業実施スケジュール

（エ）業務執行体制

ウ 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。

エ 装丁は、A4サイズ（縦書き、横書きは不問）とする。

オ 企画提案書の頁数は、10頁以内（表紙は含まない）とすること。

（3）概算価格書

仕様書に掲げる業務について、着手から納品まですべてに要する経費とその内訳を明記す

ること。また、消費税および地方消費税を記載し、その税額を明示すること。

なお、見積書（正本）には、事業者名、代表者名があること。

（４）提出部数

企画提案書および概算価格書の提出部数は、正本１部、副本６部とする。企画提案書および概算価格書には、事業者名、所在地住所、代表者の職・氏名を記載すること。

５．業務委託説明会の開催

説明会は実施しない。

６．企画提案書等に関する質問および回答

（１）質問受付期限

令和６年７月４日（木） １２時まで

（２）質問方法

「質問票（様式２）」により、メールまたはＦＡＸで受け付ける。電話または口頭による質問は受け付けない。なお、質問票を送付した事業者は、その旨を必ず電話で連絡すること。

（３）質問に対する回答

各事業者からの質問をすべてまとめて、質問票を提出された全事業者あてに、令和６年７月９日（火）を目途に、メールまたはＦＡＸにて回答する。

７．企画提案書等の提出

（１）提出期限

令和６年７月２２日（月） １７時まで

（２）提出方法

下記「１２．書類の提出先および問い合わせ先」に、持参または郵送により提出すること。持参の場合は、土・日曜日ならびに祝日を除く、９時から１７時までとする。

郵送の場合は、差し出しおよび受領の記録が残る簡易書留等とし、令和６年７月２２日（月）１７時必着とする。なお、企画提案書等を郵送した際はその旨を必ず電話で連絡すること。

８．審査

（１）審査方法

提出のあった企画提案書等について、近江米振興協会（以下、「協会」とする）が設置する書類審査およびプレゼンテーション審査において、公正かつ厳正に審査を実施し、契約締結交渉相手方を１者選定する。

ア 書類審査

提出されたすべての提案について、３に掲げる提出書類の規定への適合について審査を

行い、提出を求めたものが全て指示どおり揃っていない場合は、これを提出した事業者をプレゼンテーション審査会への参加候補から除外する。

イ プレゼンテーション審査

(ア) 設置、日時および場所について

設 置：協会および協会関係者の審査委員4～6名をもって設置する。

日 時：令和6年7月24日（水）

場 所：近江米振興協会（滋賀県大津市松本一丁目2-20）

(イ) 審査基準

審査委員は4～6名とし、下表の各審査項目について、「5・4・3・2・1」の絶対評価で評価し、8.（2）の表のとおり重みづけを行い、点数をつける（5：特に優れている、4：優れている、3：良い、2：可、1：不適格）。

「5」の評価は、各審査項目について最も優れている企画提案書等にのみつけることができるものとする。いずれかの審査項目において、半数を超える審査委員が「1」の判定をした企画提案書等については、不採択とする。

審査委員の採点を集計し、獲得点数の最も高い事業者を契約交渉相手方として選定する。

(2) 審査項目とポイント

審査項目および評価点は、下表のとおり。

審 査 項 目	重みづけ	評価点(配点)
①販路開拓マネージャー・米卸売業者 ・本事業を行うにあたり適任か	×2	10
②調査対象・テスト販売会会場 ・オーガニック近江米の販売を見据えた対象として適格か。	×3	15
③調査・販売会の内容 ・調査・販売会の結果を基に、将来的なオーガニック近江米の商談・取引に繋がる可能性があるか。	×3	15
④調査方法は実現性があるか。	×1	5
⑤概算価格が妥当か。 合理的で経費削減を意識した見積金額か。	×1	5
	合計	50

(3) 審査結果の通知

書類審査およびプレゼンテーション審査の参加者全員に文書で通知する。

(4) その他

契約締結交渉の相手方に選定されなかった事業者は、通知を受けた日から起算して7日以内（土・日曜日、祝日を除く営業日）に書面（任意の様式）により、協会に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。

協会は、説明を求めた書面を受け取った日から起算して7日以内（土・日曜日、祝日を除く営業日）に、当該説明を求めた事業者に対して、書面により回答する。

9. 契約相手方の決定

プレゼンテーション審査会で契約締結交渉相手方として選定された事業者は、企画提案書等の内容について、協会と詳細な協議を行った後、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約締結の相手方として決定する。

なお、協議が整わない場合は次点として選定された事業者と同様の手続きを行うこととする。

10. 失格

次の各号に該当した場合は、失格となるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合。
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合。
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合。
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

11. その他

- (1) 提出された書類については、追加・削除等は認めない。
- (2) 企画提案書等に必要な事項のすべてが記載されていない場合、または必要な要件のすべてを満たしていない場合は失格となることがある。
- (3) 提出されたすべての書類は返却しない。ただし、このプロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
- (4) このプロポーザル参加にかかる報酬はない。また、プロポーザルに要する経費はすべて各事業者負担とする。
- (5) 受託者は、協会から業務途中の報告を求められた場合は、速やかに協会に報告を行うものとする。
- (6) 委託料の支払いは、原則委託業務終了後に精算払いとするが、必要があると認められる場合には前金払いで支払いすることもできる。
- (7) 提出された企画内容については、協議のうえ、変更できるものとする。

- (8) 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (9) 本業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。ただし、協会の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (10) 本業務を遂行する上で、疑義が生じた場合は、速やかに協会と協議するものとする。

12. 書類の提出先および問い合わせ先

近江米振興協会（担当：河瀬）

〒520-0807 大津市松本 1-2-20

TEL:077-523-3920 FAX:077-523-5611